



平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会社名 J S T 株式会社
代表者名 代表取締役社長
有田 陽一
(コード番号 5919 東証第二部)
問合せ先 取締役兼執行役員経営管理部長
平山 裕一
(TEL 03-3645-3181)

株式会社 J ホールディングスによる当社普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 J ホールディングスは、平成 22 年 8 月 13 日から平成 22 年 9 月 27 日までの 30 営業日を公開買付け期間として、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、その結果について同社より添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けましたのでお知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限以上に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

以上

(添付資料)

平成 22 年 9 月 28 日付「J S T 株式会社の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 J ホールディングス
代表者名 代表取締役 有 田 陽 一

J S T 株式会社の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 J ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 8 月 12 日、J S T 株式会社（コード番号：5919 東証第 2 部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 22 年 8 月 13 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 22 年 9 月 27 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 J ホールディングス
東京都港区高輪二丁目 19 番 17 号

(2) 対象者の名称

J S T 株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17,300,714（株）	12,717,368（株）	—（株）

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（12,717,368 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数として、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 22 年 8 月 12 日に提出した第 101 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（22,497,059 株）から、対象者が平成 22 年 8 月 12 日に公表した平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の自己株式（5,196,345 株）を控除した株式数（17,300,714 株）です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 8 月 13 日（金曜日）から平成 22 年 9 月 27 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 530 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（12,717,368 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（16,614,351 株）が買付予定数の下限（12,717,368 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 9 月 28 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	16,614,351 株	16,614,351 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	16,614,351 株	16,614,351 株
(潜在株券等の数の合計)	一株	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	19,450 個	(買付け等前における株券等所有割合 11.24%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	166,143 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.03%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	172,963 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 22 年 8 月 12 日提出の第 101 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の単元未満株式数 (4,459 株) に係る議決権の数 (44 個) を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を 173,007 個として計算しています。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成22年9月29日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社Jホールディングス 東京都港区高輪二丁目19番17号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上